



確定申告お疲れさまでした。今後も記帳をしっかりしていきましょう！

命、暮らし、営業、平和を守るため

全国民が声を上げよう！

3月13日、全国の仲間と同じように、浜松でも「3・13重税反対全国統一行動浜松集会」を行い、250名超の参加者が確定申告書を手にして集まりました。今回、初参加の若い世代の参加者も目立ちました。



集会では金子雅則浜松民主商工会会長が、「森友学園」への国有地取引をめぐる決済文書改ざん問題を批判し、「私たちは大変な思いをして税を納めているが、まじめな国民がばかを見るような政治だ。重税反対、安倍政権の悪政ストップへ国民みんなで怒りの声をあげよう」と呼びかけました。

また、日本共産党平賀高成県議は、「公文書を改ざんした安倍政権を退陣に追い込み、消費税増税、憲法改悪をやめさせよう。平和や民主主義を守るためたまたかっついでいこう。」と訴えました。



集会を終えた後にデモ行進を行いました。今年も快晴。気持ちよく出発できました。デモ行進は宣伝カーが先導し、「3・13重税反対全国統一行動」の横断幕を先頭に、のぼりを掲げ、



「消費税増税反対」「憲法9条を守れ」「浜岡原発は廃炉にしろ」「憲法改悪反対」「暮らしと福祉を守れ」「戦争法は廃止しろ」などを力強くアピールしました。また、支部見直し会で作成したうちわを、歩行者や車に乗っている人に振りアピールをしたりしました。

税務署に到着後は税務署長に対し、「消費税増税後、中小零細業者は窮地に追い込まれている。」「好きな商売を続けたい」「いい仕事したい」という業者の声を届け、

税務行政においても、申告納税制度の趣旨に基づき、税務運営方針・国会決議を尊重することを前提として、売上と利益の減少に喘ぐ、中小業者の実態を踏まえ、権力的な調査や売掛金の差し押さえ等による徴収などで中小業者を倒産・廃業・自殺等に追い込むことのないよう、税務行政の改善を求める申し入れをしました。



領収証の保存はどうしたら？



領収書等はその事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。申告が終わったからと言って処分してはいけません。

また法人は平成23年12月税制改正により青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年とされたことに伴い、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長されました。また、平成28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されています。ご注意ください。

マイナンバーを提出したくない！

確定申告書を提出した際に、多くの方が記入し提出した「マイナンバーの提供を拒否する旨の宣言書」は民商事務所に置いてあります。マイナンバーを提出したくないけど、口で上手く説明できるか分からないなど不安な方はぜひ活用してください。



申告お疲れ様でした。

申告が終わりホッとしている方も多いでしょうが、今年はずでに3カ月が経過しています。次の申告で慌てないように日々の記帳をし、準備を進めましょう。



会外では記帳義務等を知らない業者もたくさんいます。同業者・取引先などにも声を掛けて、「記帳・税金の事は民商へ相談を」と呼びかけてください。

近年税務署が「お尋ね文書」等の行政指導や呼び出し等で接触し、そのまま税務調査に切り替える事例も報告されています。これらに対抗するために、毎週届く商工新聞をよく読み、「税務調査事前チェック表」や「税務調査についての10の心得」を普段目に付く場所に掲示し、いざという時に慌てず対応しましょう。

助っ人募集!

中日新聞主催早朝野球リーグが開幕し、浜松民商の会員や事務局も在籍している「民商レッドストリーム」も初戦を迎えました。

この早朝野球は、日曜日朝6時試合開始。優勝チームは他リーグの優勝チームが集まるトーナメントへ進み、総合優勝を決めます。あなたも一緒に参加をしてみませんか? 強いチームではありませんが、みんなで楽しくプレーしています。詳細は事務局伊藤、岡部まで。

パソコン教室

基本操作から日常業務で使う名刺や見積書・請求書作成、自治会の文書作成まで、あなたに合ったパソコン操作を指導します。初心者大歓迎。無料で参加できます。まずはお問い合わせください。



水曜日

PM 7時半～9時頃

(臨時で休む場合があります。事前に確認をお願いします。)

建設業の一人親方労災に入れます!

浜松民商には、建設業一人親方事務組合があります。一番安い保険料と事務組合費を合わせて一人当たり年間約3万円です。労災に入っていない方、従業員がいない方は、一度ご検討ください。

※労災に入る際に、民商への入会もしていただきます。



一人親方労災保険?

建設業一人親方は業務の実態や災害発生状況が限りなく労働者に近く、特別に労災保険の加入を認めています。

一人親方とは一人で建設業をしている方ですが、正確には「労働者(従業員)を一切使用しない」または労働者を使用しても「見込みとして年間100日以内である」方を指します。その他にも一人親方と生計を同一にされている家族従事者、いわゆる「専従者」の方も加入対象になります。

一人親方労災の重要性!

最高裁判決で、現場で労働者の扱いを受けても「一人親方は元請の労災保険の対象とはならない」とされました。これにより、現場に入る際に一人親方は「労災保険の加入の有無」が仕事の受注に大きく影響する可能性があります。

建設業界は昨日までは労働者だった方が翌日から一人親方になることもあり得ます。だからこそ、一人親方労災保険に加入して「自分の体は自分で守る」ことが重要です。

主な制度内容♪

- ☆国が行う公的保険制度だから安心・確実
- ☆掛金は全額が社会保険料控除の対象
- ☆業務災害・通勤災害における治療費や入院費は自己負担ゼロ
- ☆傷病が治癒するまで給付が継続
- ☆休業補償は給付基礎日額の80%を補償(特別支給金を含む)

一人親方の労災保険特別加入制度を活用しましょう!

なんでも相談できて安心だね!

こんなケースに遭ったことはありませんか?

新しい工事現場で、一人親方労災に加入してないため、工事現場に入れなかった。

現場でケガをしたが、一人親方だったために、労災保険が使えなかった。

一人親方の特別加入制度の加入者は、元請、下請けに関わらず労災保険が適用されます。

Point 浜松民商労働保険事務組合では、建設業の一人親方みなさんを守るため、静岡労働局より一人親方団体の認可を受け一人親方をサポートしています。

※浜松民商工会の会員であること、もしくは会員になれる方が対象となります。

今後の予定

- 4 / 14(土) 無料法律相談日(要予約)
- 22(日) 県商工業交流研究集会
- 5 / 1(火) メーデー
- 12(土) 無料法律相談日(要予約)
- 20(日) 計算センター総代会
- 28(月) 本部理事会
- 29(火)~31(木) 平和行進



労働保険更新手続きのお知らせ

労働保険更新手続きの時期です。該当する方はよろしくお願ひします。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 日程 | 対象支部 |
| 4 / 13(金) | 中央・南・城北・萩丘 |
| 16(月) | 西・北・東北 |
| 18(火) | 三方原・東・駅南・細江 |
| 時間: 各日、10:30~16:00 | |
| 場所: 民商会館 | |